

一般登録団体の手引き

社会教育会館のご利用にあたり、以下のご利用手引きをお読みいただき、登録を行うようお願い申し上げます。
この手引きは、一般登録団体の利用に関して必要な事項を定めるものとします。

1 会館設置目的

中央区立社会教育会館は区民に社会教育の機会と場所を提供し、社会教育の振興を図ることを目的としています。

2 利用登録

会館の予約・利用を希望する団体は事前に一般登録をお願いします。
取り決めに同意いただいた上でご申請ください。

3 登録要件

- ① 個人での登録・利用はできません。2名以上のサークルや団体でご利用ください。
- ② 法人組織についても、会社内部の会議や研修、福利厚生などでのご利用でしたらお使いいただける場合があります。
会社の事業内容に関わることや利益に繋がるようなことなど、営利を目的とする以下のような内容でのご利用はできません。
※ただしホールのご利用で、事前に承認されている場合を除きます。
 - ・ 施設内で金銭類のやりとりがあり、直接的な収益につながる利用。
(講師が月謝を取って生徒に教えるような個人教室(例:ピアノ教室・ダンス教室)、物品の売買など。)
 - ・ 直接的な金銭類のやりとりは無くとも催し物を実施することにより、収益が発生する利用。
(前払いのチケット、年会費など)。
 - ・ 不特定多数の方を対象とした利用。
(イベント、セミナー、会社説明会、面接、オーディション、プレゼンテーションなど)。
 - ・ 企業紹介動画・写真撮影、テレビ(番組・CM)での利用。
 - ・ 雑誌等の撮影場所としての利用。
 - ・ 事務作業の延長。
- ③ その他、施設の安全管理上の理由等で利用をお断りする場合があります。
詳しくは会館にお問い合わせください。

4 登録手続

① 登録受付実施会館

築地・日本橋・月島の各社会教育会館、アートはるみ

② 登録に必要なもの

- ・ 一般団体利用登録申請書（会館窓口での受け取りまたは社会教育会館ホームページよりダウンロードしてください）。
- ・ 本人確認ができるもの。来館者のご本人確認が必要です。（運転免許証、社員証、保険証、学生証等の公的証明書）。

※一般団体利用登録申請書の代表者または連絡者の欄に記載される方がご来館ください。

※法人の方は、名刺など法人との関わりがわかるものもご提示ください。

- ### ③ 窓口にて発行する登録カードは、受付での予約やお支払い、ご利用の際にご提示をお願いします。
- ### ④ 中央区内の他公共施設の登録カードをお持ちのお客様について他施設の登録カード情報と合わせた登録カードの発行も可能です。ただし登録情報の更新・変更は最初に登録カードを発行した施設のみでお手続きとなります。
- ### ⑤ 一般団体登録の有効期限は3年間（3年後の登録月の末日）です。

5 注意事項

- ### ① お支払い方法は現金のみです。一度お支払いいただいた使用料はご返金できません。
- ### ② 入室は施設使用料のお支払い後からとなります。
- ### ③ 会館内での飲酒（ノンアルコール飲料を含む）、酒気帯び状態での利用は出来ません。また、飲食を目的とした利用も原則としてお断りいたします。
- ### ④ 各施設の定員を守ってご利用ください。
- ### ⑤ 利用後は原状回復をお願いします。設備、備品等を破損した場合は弁償していただくことがあります。
- ### ⑥ 廊下など共用部には物を置かないでください。
- ### ⑦ 飲食ができる場所には制限があります。詳しくは会館職員までお問合せください。また、衛生上の観点から、料理教室にて調理したものを室外へ持ち出すことはご遠慮ください。
- ### ⑧ 公的事业（選挙等）が行われる際には、予約の変更をお願いする場合があります。
- ### ⑨ 月島社会教育会館は台風などの際の自主避難所に指定されているため、予告なく利用を中断または取り消しする場合があります。
- ### ⑩ 撮影・配信は、原則できません（ホール全体利用を除く）。ホール全体利用で希望する場合には、別途ご相談ください。※事前申請のない撮影・配信はお断りいたします。

6 利用の制限、利用承認の取り消し、入場制限など

次の項目のいずれかに該当するときは利用の制限や停止、承認を取り消すことがあります。

- ### ① 公の秩序を乱したり、又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- ### ② 営利を目的とするものと認められるとき（ホール全体利用（舞台、客席付）を除く）。
- ### ③ 会館の設置目的に反すると認められるとき。
- ### ④ 利用の権利を譲渡・転貸したとき。
- ### ⑤ 利用目的や利用条件に違反したとき。
- ### ⑥ 災害や工事、感染症予防対策等により会館の利用ができなくなったとき。

- ⑦ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- ⑧ 他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- ⑨ 会館の設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- ⑩ 登録または利用内容等に虚偽の申請があったとき。
- ⑪ その他、会館の施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

7 駐車場

各館とも、駐車場の予約はできません。満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

築地社会教育会館

地下に6台分の駐車スペースがあります。会館ご利用の方に限り、ご利用いただけます。

詳しくは会館にお問合せください。

日本橋社会教育会館

専用の駐車場はありません。同じ建物の地下2階「区営人形町駐車場（有料駐車場）」をご利用ください。

月島社会教育会館

専用の駐車場はありません。同じ建物の地下1階「区営月島駐車場（有料駐車場）」をご利用ください。

アートはるみ

他施設と共用のため台数に限りがあります。